

令和6年分確定申告受付相談のお知らせ

※電話またはインターネットでの事前予約が必須となります。

整理券の配付は行いませんのでご注意ください。

主催・期間	相談内容	相談時間	会場
<p>【税理士の相談会】 千葉県税理士会松戸支部 2月10日(月) ～2月14日(金) ※2月11日(祝)を除く。</p> <p>重要なお知らせ 確定申告書を「提出するだけの方」については受付できません。提出は直接税務署にお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得金額が300万円以下の方の事業所得、不動産所得の申告及び個人消費税の申告 給与や年金所得者 扶養、社会保険料控除 医療費控除などの諸控除 <p>※分離譲渡所得、適用を受ける最初の年の住宅借入金等特別控除、雑損控除等の相談は受付できません。</p> <p>※前年の確定申告書・収支内訳書の控えをご持参ください。</p>	<p>午前9時30分 ～ 午後4時00分</p> <p>※電話またはインターネットでの事前予約が必要です。予約方法については、裏面をご確認ください。</p>	<p>総合福祉保健センター6階 大会議室</p>
<p>【市職員の相談会】 2月17日(月) ～3月14日(金)</p> <p>※土・日・祝日を除く。 ※提出のみの方も受付できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給与や年金所得者 扶養、社会保険料控除 医療費控除などの諸控除 <p>※事業所得・不動産所得・譲渡所得・退職所得・消費税申告・住宅借入金等特別控除・雑損控除・国外居住扶養親族のある方の申告(年末調整済みの方等を除く)・その他複雑な内容の申告は受付できません。</p>	<p>【午前】8時45分 ～12時00分</p> <p>【午後】1時00分 ～4時30分</p> <p>※電話またはインターネットでの事前予約が必要です。予約方法については、裏面をご確認ください。</p>	
<p>【休日開催】 3月2日(日)</p> <p>市職員及び 税理士2名</p>	<p>◎相談内容は【市職員の相談】と同様です。</p> <p>※税理士を2名配置して、前年の所得金額300万円以下の事業所得・不動産等の所得の申告を受付します。</p>	<p>※電話またはインターネットでの事前予約が必要です。予約方法については、裏面をご確認ください。</p>	

※市役所での相談内容又は時期のご都合に合わない場合は、松戸税務署にて相談受付をお願いします。なお、松戸税務署の駐車場は、4月下旬まで使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

※確定申告書は市役所からは郵送しません。松戸税務署へお問い合わせください。

※税務署の作成会場は大変混雑します。ご自宅でご国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)等を利用した申告書の作成をお勧めします。「確定申告」で検索してください。

《確定申告提出・問合せ先》松戸税務署 〒271-8533 松戸市小根本 53-3 TEL047-363-1171(代)

※3月17日(月)は、前日に県知事選挙で会場を使用するため市役所2階のエレベーターホール前で確定申告書の提出のみの対応となります。

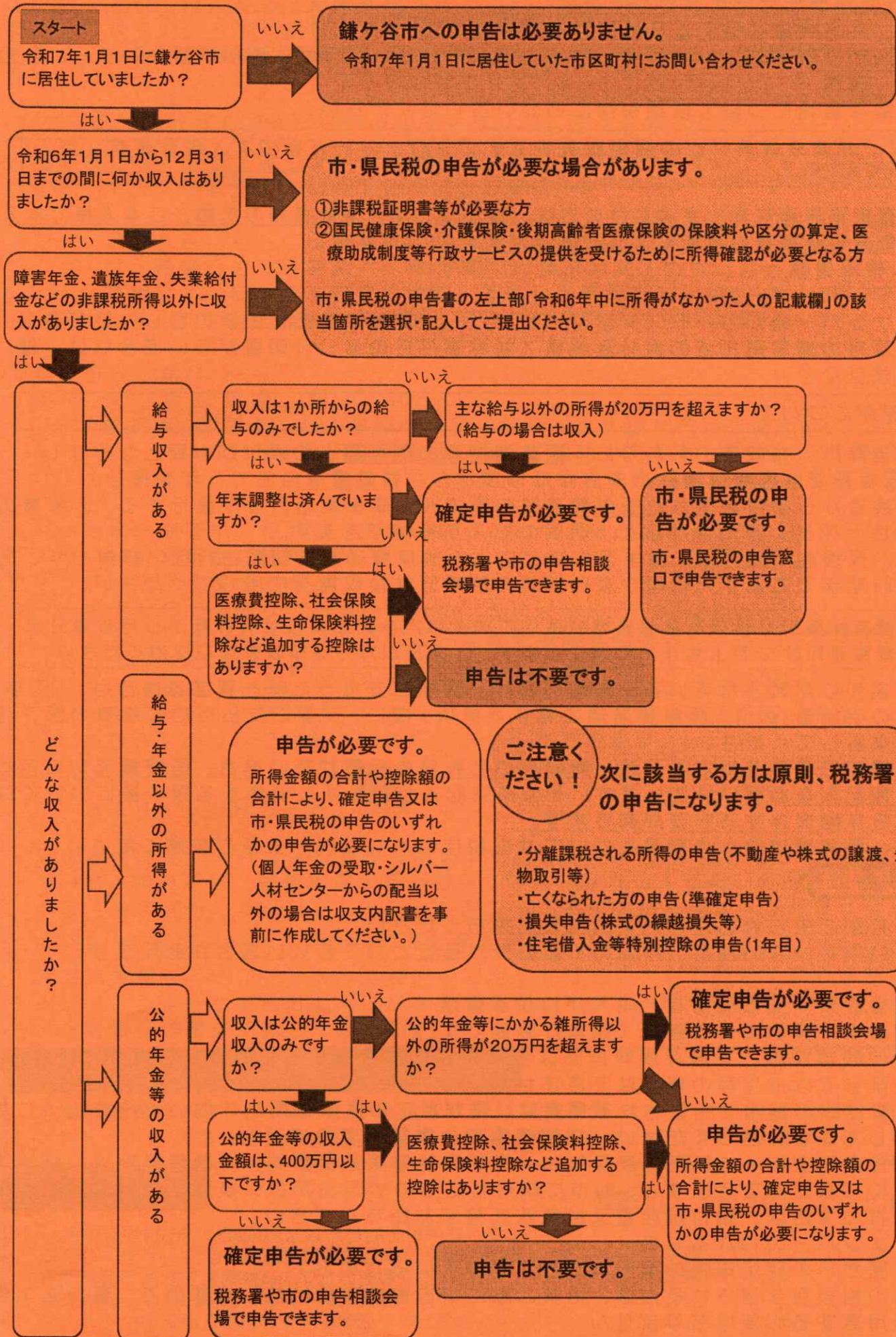
※市民税・県民税(住民税)の申告は、2月10日～3月14日までの間、総合福祉保健センター6階大会議室で行っております。また、郵送でも申告できます。

前年に市民税・県民税申告をしている方には1月下旬ごろに市民税・県民税申告書を郵送します。

《市民税・県民税申告の郵送先・問合せ先》

鎌ヶ谷市役所課税課市民税係 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 TEL 047-445-1094 (直通)

所得の申告が必要かどうか 確定申告か市・県民税申告か簡易的な判断にご利用ください。



お知らせ

確定申告関係書類の配布について

配付期間 2月3日(月)から(無くなり次第終了)

配布場所 市役所1階エレベーターホール前、まなびいプラザ、東部学習センター、各公民館

※配布可能な書類については課税課にお問い合わせください。

申告には、源泉徴収票などの必要書類やマイナンバーカード等の本人確認書類(※)をご持参ください。

市役所で確定申告書を提出するだけの方は、提出コーナー混雑緩和のため、ご本人様で本人確認書類の写しを添付いただくようお願いいたします。

※本人確認書類とは、次の①又は②をいいます。

①マイナンバーカード

②マイナンバー通知カード(又はマイナンバーの記載のある住民票の写し)及び運転免許証等の顔写真付きの身分証明書(顔写真付きの身分証明書がない場合には、健康保険証など)

医療費控除について

- ・医療費控除は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。(領収書では医療費控除の申告はできません。領収書は自宅で5年間保存)
- ・医療保険者から交付を受けた医療費通知の原本(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。ただし、保険適用外診療・請求遅れなどにより医療費通知に記載されない診療分や、確定申告時期までにお手元に届かない期間の診療分は領収書を使用してください。

★国民健康保険又は後期高齢者医療制度にご加入の方へのお知らせ★昨年10月診療分までの医療費通知は2月上旬までに送付します。11月以降分は領収書をご使用ください。

- ※医療費通知に記載されている医療費の額が、実際に支払った額と異なる場合は、「医療費控除の明細書」の1「医療費通知に関する事項」欄に、実際に支払った医療費の額を記載して申告してください。
- ※医療費通知に療養を受けた病院・薬局等の名称等の記載がない場合、医療費通知に名称等の補完記入をお願いいたします。その補完記入した箇所に対応する領収書については、自宅で5年間保存する必要があります。
- ※その他、医療費控除の内容等については国税庁のホームページをご参照ください。

持ち物

申告の相談に来られる方は以下の物をお持ちください。

お持ちいただけない場合、申告の相談を受けることができない場合があります。

- ◎ 源泉徴収票や支払調書など収入がわかる書類
- ◎ 控除内容を証明できる書類(原本が必要です。)
 - ・生命保険料控除、地震保険料控除は各保険会社が発行する証明書をご持参ください。保険証券では控除額の算出はできません。
 - ・医療費控除の適用を希望される場合は、誰がどこの医療機関に年間いくら支払ったか集計してからお越しくください。相談会場での集計はできません。
 - ・鎌ヶ谷市に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、証明等がなくても対応できますが、他市に納付したものや国民年金保険料について適用を希望される場合は、納付証明書又は領収証書をお持ちください。
- ◎ マイナンバーのわかるもの
- ◎ 税務署からの確定申告の案内はがき(届いている方のみ)
- ★ 申告の相談を希望される方は、相談の際に申告書を作成いたしますので、事前に申告書を用意する必要はありません。

確定申告書を提出するだけの方について

2月17日（月）から3月14日（金）まで、総合福祉保健センター6階大会議室で受け付けます。土・日・祝日は受付を行いません。（3月2日（日）は除く）

また、3月17日（月）は市役所本庁舎2階エシレーターホールで受け付けます。
受付時間は8：30から17：00までです。

2月10日から3月14日開催の確定申告相談における受付方法

電話またはインターネットでの予約制とさせていただきます。

(1) 1日の相談上限人数を120名とします。

(2) 2月3日（月）から電話またはインターネットでの事前予約を行います。予約は、希望日の2日前まで可能となります。
予約は1名につき1日までです。予約日を変更したい場合は、一度予約をキャンセルし、再度希望日の予約をしていただく必要があります。

◎電話予約の場合

予約電話番号：0120-905-037

予約受付時間：8：30～17：00（土・日・祝日を除く）

キャンセル方法：上記電話番号に再度ご連絡いただき、キャンセルをする旨と予約を受け付けた際にお伝えする“申告相談用受付番号”をお申し出ください。

※申告期間中、電話が大変混み合うことが予想されますので、インターネット予約の利用をご検討ください。

◎インターネット予約の場合

- ・下記の“予約サイトQRコード”を読み込んでください。
- ・入力フォームへ飛びますので、注意事項等をご確認いただき、必須項目を入力してください。
- ・受付確認メールの送付先としてメールアドレスが必要となります。
- ・キャンセルの場合は、入力フォームの注意事項欄内の【予約のキャンセルはこちら】のリンクから予約のキャンセルができます。



予約サイトQRコード

- ・確定申告はスマートフォンを使った電子での申告（e-Tax）が可能です。マイナンバーカード、暗証番号（署名用電子証明書用：英数字6から16桁、利用者証明用電子証明書：数字4桁）及びスマートフォンアプリ「マイナポータル」が必要となります。

ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出された方へ

確定申告をするとワンストップ特例の適用を受けることができなくなります。確定申告の際には、ふるさと納税分も申告が必要となりますので、寄附先の自治体より発行される寄附金受領証明書をお持ちください。

令和6年分確定申告に適用される定額減税

定額減税額は、本人、同一生計配偶者または扶養親族1人につき30,000円となります。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

音声ガイダンス

○確定申告受付相談の案内を2月3日から音声ガイダンスで行います。こちらの電話は案内のみになるため申告相談の予約はできませんので、ご注意ください。

案内内容⇒申告の期間・場所・受付時間
⇒市役所で受付のできる申告内容、受付できない申告内容
⇒松戸税務署の案内



0120-132-233

- ※1 この電話は案内のみのため、申告相談の予約はできませんのでご注意ください。
- ※2 フリーアクセスは千葉県内からのみご利用になれます。また、携帯電話からもご利用になれます。